

## タイにおける税務の基礎知識 第9回

今回はタイ子会社と日本本社間の取引に関して解説をします。タイ子会社、またタイに限らず海外現地子会社等と日本本社との間では、日本本社において生じる全社的な管理部門費用、タイ駐在員に係る費用等について、タイ子会社負担としている企業も多いことと思います。特に管理部門費用については、実際に付け替えるべき金額をどのように算定するかについては非常に難しい問題であることと思います。今回は本社、子会社間における費用の付け替えの内、一般的に良く耳にする項目について、その留意点等を紹介いたします。

項 目	タイ法人	日本法人
1. 本社管理費用/駐在員費用	<p>1. 本社管理部門に掛かる費用については、その一部は明らかに海外子会社の管理に掛かる部分があることから、海外子会社として負担すべき金額が合理的である限り、その費用の付け替えは認められる。ただし、合理的であるかどうかを立証するためには、配賦する費用の内容、配賦基準等についても、文書化することが望ましいと思われる。次に海外駐在員費用の内、日本で支払いが行われているものについて、その負担を勤務地に求めることは自然なことである。しかしながら留意しなければならないのは、日本においては課税されない経済的利益であっても、タイにおいては個人所得税の課税対象となるものもある。</p>	<p>1. 日本本社において生じている管理部門費用の内、海外子会社に掛かる部分については、本来的には海外子会社にその負担を求めるべきである。合理的な理由なくして負担を求めない場合には、本来海外子会社が負担すべきとされる部分については、海外子会社に対する寄附金と認定される可能性もある。海外子会社に対する寄附金はその全額が日本の税務上、損金とならない。次に海外駐在員に掛かる人件費、その他の費用については、本来的には出向先において負担すべきものとなる。しかしながら日本と現地との経済的格差を補填する目的で支給しているようなものについては、現地法人に負担させることにより、かえって現地法人の財政状態を悪化させたり、また、駐在日本人の給与水準を現地社員に知られてしまう等の不合理も生じるため注意が必要となる。</p>
2. 本社貸付金	<p>2. 貸付金については、本来は通常負担すべき金利相当は、タイ子会社の費用となる。この場合の、通常負担すべき金額という基準であるが、親会社がひも付きで調達した資金でまかなっている場合には、その親会社の調達金利、親会社自己資金の場合には、親会社における年間平均調達コストに相当する金利等と考えられることが一般的である。</p>	<p>2. 本社からタイ子会社に対して提供する貸付金については、原則として、通常収受すべき利息を収受しなければならない。合理的な理由のない無利息貸付については、通常収受すべき利息相当を貸付金に掛かる利息として認定される可能性が高い。</p>
3. 債務免除	<p>3. 日本本社により供与された債務免除による利益は、タイ子会社にとって収益となる。繰越欠損金の繰越額が有効であればこれによる課税問題は生じないと思われる。</p>	<p>3. 債権放棄、債務引受等の手法により、タイ子会社の損失の全部または一部を負担するような場合において、その負担することについて合理的な理由がない限りにおいては寄附金認定される。</p>

日本における税務上の判断を行う上での子会社等の範囲ですが、これは資本関係はもちろん、それ以外でも取引関係、人的関係、資金的関係等において、重要な関係を有している場合も含まれると解釈されている。したがってタイにおいては、BOI企業以外は、外国人事業法の規制を受け、タイ、日本の出資比率が、51%対49%の企業が多いと思うが、これらの企業についても、子会社等の範囲に含まれ、上記のような取り扱いを受ける可能性があるので十分な注意と、対策が必要である。特に日本本社は利益の供与者になるケースが多いと思われることから、寄附金認定を受けないようにするための対策が必要である。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。